

豊福政第 744 号
令和 8 年(2026 年)7 月 1 日

指定介護サービス事業所 管理者 様
高齢者福祉施設 管理者 様

豊中市 福祉部 長寿社会政策課長

豊中市高齢・障害福祉・児童福祉事業者等に対する物価高騰対応
食費支援給付について（通知）

日頃より、本市高齢者保健福祉行政並びに介護保険事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

豊中市では、お米をはじめとする食料品価格の高騰が長期化している状況を踏まえ、食事の提供を行う市内の福祉事業所等の負担軽減を目的として、「おこめ券」による食費支援給付を実施します。

つきましては、下記および添付資料を参照のうえ、お手続きいただきますようお願いいたします。

1 対象となる事業所・施設

令和 8 年（2026 年）6 月 1 日現在において、豊中市の認可・指定を受け、又は届出を行っており、かつ豊中市内に所在して運営している、豊中市高齢・障害福祉・児童福祉事業者等に対する物価高騰対応食費支援給付実施要綱（以下「要綱」という。）別表に定めるサービスを提供する事業所、施設等（以下「対象事業所等」という。）を対象とする。

※要綱については市ホームページでご確認ください。

2 給付内容

定員規模に応じて、「おこめ券」を給付します。給付セット数は、要綱別表 2 のとおりです。

※給付は、1 事業所・施設につき 1 回限りです。

3 給付方法

方 法：豊中市役所 第2庁舎3階 長寿社会政策課の窓口にて「おこめ券」をお渡しします。

来庁の際は添付の別紙様式「豊中市高齢・障害福祉・児童福祉事業者等に対する物価高騰対応食費支援給付申込書兼受領書」をあらかじめご記入のうえ、ご持参ください。

また、来庁される方は、事業所（法人）の職員証等もあわせてご持参ください。

※事業所管理者以外の方が来庁される場合は、委任欄の記入が必要です。

期 間：令和8年(2026年)7月1日（水）～ 令和8年(2026年)7月31日（金）
（土・日・祝を除く）

※混雑緩和のため、別紙の割り振り表に基づく来庁にご協力をお願いします。

指定された来庁期間に受け取りができない場合は、

【令和8年7月21日（火）～7月24日（金）】にご来庁ください。

※法人において複数の事業所を運営しており、事業所ごとに来庁期間が異なる場合であっても、いずれかの来庁期間にまとめて受け取ることが可能です。

時 間：午前10時～午後4時半

4 注意事項

- ・おこめ券の有効期限は、令和8年（2026年）9月30日（水）までです。
- ・おこめ券は、令和8年（2026年）7月中に配布いたしますので、有効期限内にご使用ください。
- ・おこめ券の使用方法は、店舗によって異なります（別紙参照）。

5 問合せ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎3階
豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係
TEL：06-6858-2838 FAX：06-6858-3146
E-mail：sesakuchousa@city.toyonaka.osaka.jp